



2022年3月23日

各 位

会社名 株式会社 C a s a
代表者名 代表取締役社長 宮地 正剛
(コード番号: 7196 東証第一部)
問合せ先 取締役経営管理部長 高杉 雄介
(TEL. 03-5339-1143)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年4月27日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第17条)とするものです。
- (2) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年4月27日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年4月27日

(注)上記の内容につきましては、2022年4月27日開催予定の当社第9回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 7 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第 1 7 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 変更前定款第 1 7 条の規定の削除及び変更後定款第 1 7 条の規定の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内に開催する株主総会株主総会については、変更前定款第 1 7 条は、なお効力を有するものとする。</p> <p>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上